許可番号　０３８０７０００１９２

産業廃棄物収集運搬業許可証

優良

住　所　　東京都新宿区西新宿一丁目２６番２号
氏　名　　松田産業株式会社
　　代表取締役　松田　芳明
　　（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１４条第１項~~第１４条の２第１項~~の許可を受けた者であることを証する。

愛媛県中予保健所長　三木　優子

許可の年月日	令和　３年　２月　１日
許可の有効年月日	令和１０年　１月　６日

複写禁止

１．事業の範囲
（事業の区分）
収集・運搬（積替え及び保管行為を含まず。）
（産業廃棄物の種類）
汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類（水銀使用製品産業廃棄物及び石綿含有産業廃棄物を含む。）、紙くず、木くず、金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」（水銀使用製品産業廃棄物及び石綿含有産業廃棄物を含む。）、がれき類
以上１０種類

２．積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
該当事項なし

３．許可の条件
該当事項なし

４．許可の更新又は変更の状況
平成　６年　１月　７日（当　初　許　可）
平成１１年　１月　７日（更　新　許　可）
平成１１年　６月１８日（変　更　許　可）
［汚泥、廃油、廃プラスチック類、金属くず、「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」　以上５種類の追加］
平成１５年　５月２０日（代表者変更（旧：松田　洋））
平成１６年　１月　７日（更　新　許　可）

（裏面に続く）

（ 裏 面 ）

複写禁止

平成２１年　１月　７日（更　新　許　可）
平成２６年　１月　７日（優　良　認　定）
平成２６年　１月　７日（更　新　許　可）
平成２６年１２月１７日（変　更　許　可（紙くず、木くず、がれき類　以上３種類の追加））
令和　３年　２月　１日（優　良　認　定）
令和　３年　２月　１日（更　新　許　可）

５．松山市の区域における積替え許可の有無　　有・(無)

６．規則第９条の２第８項の規定による許可証の提出の有無　　(有)・無

許可番号０３８５７０００１９２

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

優良

住　所　　東京都新宿区西新宿一丁目２６番２号
氏　名　　松田産業株式会社
　　代表取締役　松田　芳明

廃棄物の処理及び清掃に関する法律　第１４条の４第１項　の許可を受けた者である
　　~~第１４条の５第１項~~
ことを証する。

愛媛県中予保健所長　廣瀬　浩美

許可の年月日	令和　８年　６月２９日
許可の有効年月日	令和１５年　６月１５日

複写禁止

１．事業の範囲

（事業の区分）

収集・運搬（積替え及び保管行為を含まず。）

（特別管理産業廃棄物の種類）

廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類又はトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。）、

廃酸（水素イオン濃度指数 2.0 以下のもの及び水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）、

廃アルカリ（水素イオン濃度指数 12.5 以上のもの及び水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）、

汚泥（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

以上４種類

（裏面に続く）

複写禁止

（ 裏 面 ）

２．積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

該当事項なし

３．許可の条件

該当事項なし

４．許可の更新又は変更の状況

平成　９年　６月１６日（当　初　許　可）

令和　８年　６月２９日（更　新　許　可）

５．松山市の区域における積替え保管の有無　　有・(無)

６．規則第１０条の１２第２項の規定による許可証の提出の有無　　有・(無)